

平成31年4月30日等における公の施設の供用等に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第72号

平成31年4月30日等における公の施設の供用等に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

平成31年4月30日等における公の施設の供用等に関する条例の施行前にされた申請に基づく平成31年4月30日から同年5月2日までの日及び同年10月22日における京都市男女共同参画センターの利用に係る料金の額については、京都市男女共同参画センター条例別表第2備考以外の部分中「休日」とあるのは、「休日（平成31年4月30日から同年5月2日までの日及び同年10月22日を除く。）」と読み替えて、同備考以外の部分の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行財政局総務部総務課）